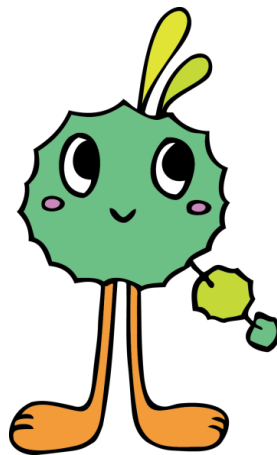


平成27年4月以降の 区保育室の利用について

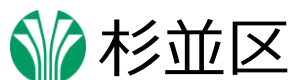
お子さんが区保育室に
在園している保護者の皆さまへ



- 平成27年4月以降も、区保育室は現行制度のまま継続します。
- 現在、区保育室を利用している方（進級時に再選考になる場合を除く）は、平成27年4月以降も原則として、引き続き同じ保育室を利用することができますが、次の2点が変わります。
 - ① 保育の必要性の認定を受けていただきます。・・・1参照
 - ② 保育料が変わる可能性があります。・・・・・・2参照
- 今年度で卒園の方や転園を考えている方は「保育施設利用のご案内」（※）をご覧ください。

（※）「保育施設利用のご案内」は、区保育課、各福祉事務所、区内認可保育所で配布しているほか、区ホームページ「保育ホッとナビ」にも掲載しています。

平成26年10月



1 保育の必要性の認定



① 認定の内容

- 区保育室を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受けることが利用条件となります。
- 「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、区が認定します。認定区分は下表の3つであり、区保育室を利用できるのは2・3号認定となります。

支給認定区分	保育の必要性	年齢	保育時間 (保育の必要量※)	利用できる 主な施設
1号認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	あり	満3歳以上	保育標準時間 保育短時間	保育所 区保育室など
3号認定	あり	3歳未満	保育標準時間 保育短時間	保育所、区保育室 小規模保育所 など

※ 2号・3号認定を受けた場合、さらに、世帯ごとの「保育の必要量」に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかに認定されます。

保育の必要量

- ・ 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間を利用可能
 - ・ 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間を利用可能
- * 週30時間以上の就労は「保育標準時間」、月48時間以上で週30時間未満の就労は「保育短時間」とする予定です。

② 保育を必要とする事由

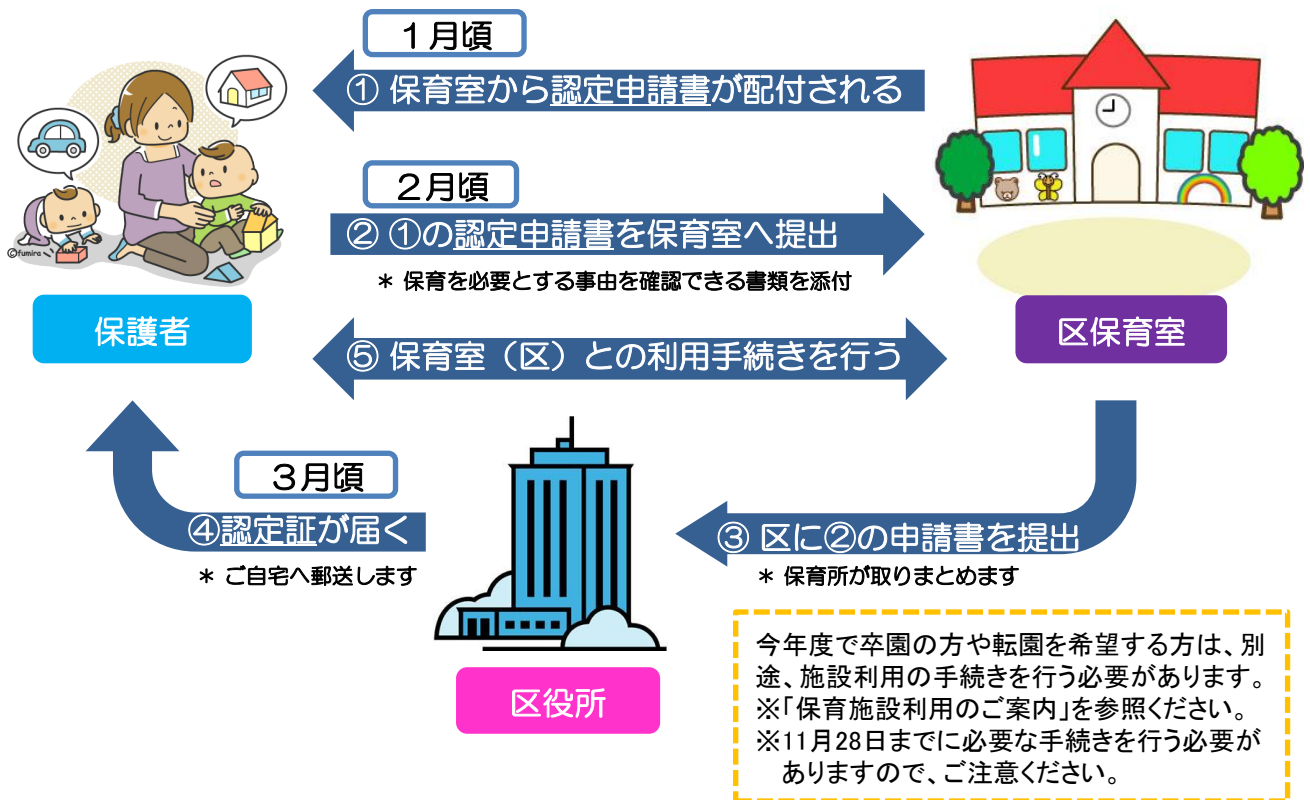
- 2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由

- 就労（1ヵ月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

③ 認定の手続（27年度も同じ保育室を継続して利用する場合）

- 現在、区保育室を利用している方は、当該保育室を通じて保育の必要性の認定の手続きを行います。区は「認定証」を発行し、ご自宅に郵送します。



2 保育料（利用者負担額）

- 直営型区保育室の保育料については、「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴う認可保育所等の新たな保育料設定のあり方と合わせて見直しを検討しています。実際の保育料の金額等については、現行の保育料をベースにする予定ですが、認可保育所等の保育料との均衡を図る必要があることから、保育料の金額等が変わる可能性があります。
- また、委託型区保育室の利用者に対する保育料補助についても、同様に見直しを検討しており、補助金額等が変わる可能性があります。
- いずれも詳しい内容は、平成27年3月頃に改めてお知らせします。





○ 現在、区保育室を利用している方

- ・「保育を必要とする事由」に該当することを前提に、原則として、新制度開始後も引き続き、同じ区保育室を利用することができます（進級時に再選考になる場合を除く）。
- ・卒園となる方、転園を希望する方で他の保育施設の利用を希望する場合は、「保育施設利用のご案内」をご確認の上、必要な利用手続きを行ってください。

○ 「保育の必要性の認定」の手続き

- ・引き続き区保育室を利用するために、各保育室を通じて、「保育の必要性の認定」の申請手続きをしていただきます。
- ・手続きの詳細については、平成27年1月頃に保育室を通じてお知らせする予定です。

○ 保育料（利用者負担額）

- ・直営型区保育室の保育料については、認可保育所等の新たな保育料設定のあり方と合わせて見直しを検討しています。実際の保育料の金額等は現行の保育料設定をベースにする予定ですが、認可保育所保育料等との均衡を図る必要から変わる可能性があります。
- ・委託型区保育室の利用者に対する保育料補助についても、同時に見直しを検討しており、補助金額等が変動する可能性があります。
- ・いずれも詳しい内容は、平成27年3月頃に改めてお知らせします。



問合せ先

- 新制度に関すること 子育て支援課 新制度準備担当
- 保育に関すること 保育課 保育相談係

杉並区役所

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電話: 03(3312)2111(代表)

区公式ホームページ: <http://www.city.suginami.tokyo.jp>